

四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第32号

四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和62年四日市市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(失職の例外) 第6条 任命権者は、 <u>法第16条第1号</u> の規定に該当するに至った職員で、その罪となった事実が過失により生じたものであって、かつ、刑の執行を猶予された者のうち、特に情状により <u>参酌</u> すべきものがあると認めたとときに限り、その職を失わないものとする事ができる。 2 (略)	(失職の例外) 第6条 任命権者は、 <u>法第16条第2号</u> の規定に該当するに至った職員で、その罪となった事実が過失により生じたものであって、かつ、刑の執行を猶予された者のうち、特に情状により <u>斟酌</u> すべきものがあると認めたとときに限り、その職を失わないものとする事ができる。 2 (略)

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(総務部人事課)